

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見

協同組合 日本俳優連合

◆従来の著作権法の考え方との整合性について

意見：「AI 法」を作って対応しないのであれば、著作権法の大幅な書き換えを行うべきです。

理由：AI によるデータ学習の行為は、著作権法の定義している録音・録画・複製、いずれの定義にも合致しません。今後、著作権法の随所において混乱が起こることが予測されますので、AI を著作権法に盛り込むには大幅な書き換えを行うべきだと思います。

◆AI と著作権の関係に関する従来の整理

意見：著作物等を AI が利用することに関する規制を著作権法に明確に記載する、又は AI の適切な利用に関する個別法を設けるべきです。

理由：著作物の AI 等への利用に関しては、著作権法第三十条の四で規制されています。その条文で著作物の利用を制限されないのは、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」及び、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」の部分であります。

利用の態様によって利益を不当に害するかどうかを証明するのは、生成 AI 技術の開発者・利用者が利用後に判明する事柄になります。開発者・利用者が利用前に利用の是非を判断する条項を設けることが必要になります。

また、機械学習により「画像認識」、「自然言語処理」、「音声認識」が可能となり、予測・提案・決定ができるような技術水準になっている現状で「思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」という現行の規定の仕方は、あまりにも曖昧で緩いと言わざるを得ません。

◆生成 AI に関する新たな技術

意見：AI が経営効率の向上のために使われていますが、人間中心の考え方が尊重されること、特に雇用が奪われることのない法規制が必要です。

理由：新しい技術開発がどこまで進むか専門家でも予測できない状況にあります。「2021 年以降、基盤モデルの台頭により、特定の分野のみに特化した AI では

ない、汎用的な AI の開発が進んでいる。その結果、「予測」、「提案」、「決定」にとどまらず、全く新しい画像や文章を生成する「生成 AI」が普及するようになり、注目を集めている。このように、ひとくくりに「AI」と言っても、その種類は多岐にわたり、今後の AI 技術の在り方については専門家であっても予測することは困難である」とは、総務省・経産省による「AI 事業者ガイドライン」の記述です。人間を中心とする AI の適切な利用のため、国際基準で見守る専門組織の創設と法制化が求められます。

◆学習・開発段階

意見：AI 生成物に AI 生成物であることの明示と、生成物登録の制度化を求めます。

理由：公表される表現が AI 技術で作られている場合、公表物が AI 生成であることを示す何らかの表示を行うことを求めます。

今後、AI によってどのようなリスクが生まれるか予測することは難しいと言われます。AI による問題が発生した場合、そのデータの戸籍が分かれば改善の方策が講じられます。このことは国際的に行われなければ意味がありませんので、各国に対して技術的に必要水準を定めた戸籍簿を作るような条約を設けることが必要になると思われまます。

◆生成物の著作物性について

意見：AI 生成物の著作権を認めるべきではありません。

理由：日本俳優連合は、人間の芸術性がコンテンツ制作の中心にあるべきであると信じています。なぜなら、すべてのクリエイティブなコンテンツに信憑性、感情、独創性をもたらすのは、パフォーマーやその他の文化的労働者の経験に基づくものであり、AI の生成物はそれらを基にして推論等を加えたものに過ぎないからです。

テクノロジーは長い間、人間の表現を助けてきました。テクノロジーの進歩は、適切に規制され、道具として使われれば今後も有益なものとなります。AI は、人間のクリエイターに取って代わるものではなく、人間のクリエイターに力を与え、補強するために使われるツールであり続けなければならないと考えます。

◆その他

意見：実演家等のパブリシティ権の明確化、翻案権・複製権の付与を求めます。

理由：例えば、実演家の自分の声、肖像、演技について意図しない利用が行われることに対し、実演家自身によってコントロールする能力が保持できることを求めます。

更に実演の AI 学習にはインフォームド・コンセントが設定されることを求めます。これは過去、現在、未来のパフォーマンスや肖像にも適用されるよう、法で定めるべきであると思います。使用者／雇用者は、デジタル・レプリカをどのように使用するつもりなのか、及び、使用者／雇用者が既存の実演にどのような変更を加えるつもりなのかについて、書面による説明を提供し、実演家にその都度許諾を求めるべきであり、利用の報酬についても合意を求めるべきです。

現行著作権法で実演家には複製権・翻案権が与えられていないため、生成 AI の無断利用で多くの声優の声が作成・販売され、演じたことのないパフォーマンスがネットで流されていることに対し、声優自身は法的に対応できません。また、パブリシティ権（肖像権）は法として設定されていない現状ですが、個人が特定できる声の無断利用に対して、実演家自らの意思で制限できる法制度が求められています。

以上